

使用料の基本的考え方

- 改定版 -

平成 25 年(2013 年)3 月

練 馬 区

(令和 3 年 1 月一部改定)

目 次

はじめに 経緯	1
第1章 使用料について	
使用料設定の基本的考え方	2
1 使用料設定に関する基本的考え方	2
原価の算定	3
1 原価算定の基本的考え方	3
2 使用料算定の方法	4
施設の性質別分類と負担割合	8
1 性質別分類に関する基本的考え方	8
2 性質別分類と負担割合	8
3 分類方法等	9
4 分類の結果	10
5 無料施設の範囲等の明確化	10
6 各施設における目的外利用の取り扱い	11
「使用料算定の基本的方式」の適用	12
1 適用除外施設	12
2 借用施設・暫定利用施設の取り扱い	12
第2章 減額・免除制度について	
減額・免除制度の基本的考え方	14
1 減額・免除制度に関する基本的考え方	14
減額・免除基準と適用	15
1 減額・免除基準の概要	15
2 適用対象施設	16
3 免除規定の適用	16
4 減額規定の適用	18
5 「区長または教育委員会が特に必要と認めるとき」の適用	19
6 その他の取り扱い	19
第3章 その他の使用料関連項目および今後の主な検討課題について	
付帯設備・備付備品の使用料	21
施設付置駐車場の使用料	23
使用料の支払い方法	25
今後の主な検討課題	27
(巻末)	
別表1 施設の性質別分類一覧	29
別表2 「使用料算定の基本的方式」適用施設一覧	30
資料1 1㎡当たりの時間単価の算出例	31
資料2 施設使用料計算例	32
資料3 1時間当たりの使用料額料金表	33
資料4 免除団体・減額団体	34

はじめに - 経緯

区では、第二次行政改革の取り組みの一環として、平成 14 年 2 月に「使用料の見直しについて」を策定し、区立施設使用料について、算定方法の明確化、区の基準の統一、受益者負担の原則の徹底を基本に全面的な見直しを行った。

この見直しによる使用料の改定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施したが、区民負担の激変緩和のため、平成 16 年 3 月までの 2 年間、概ね 20%の軽減を図り、平成 16 年 4 月 1 日から本則どおり実施した。

その後、区立施設の委託化や、指定管理者制度の導入が進展する一方で、施設の開館日・開館時間の拡大、光熱水費の上昇など、施設を取り巻く状況が大きく変動するとともに、使用料の減額・免除制度においても、平成 14 年当初には想定していなかった様々な問題が提起されてきた。

そこで、平成 19 年 10 月に策定した「練馬区行政改革推進プラン(平成 19 年度～22 年度)」の取り組みの一つに使用料の見直しを掲げて検討を重ね、施設使用料の一層の適正化を図った。その考え方は、平成 21 年 3 月に「使用料の基本的考え方 改定版」としてまとめた。

その後、少子高齢化の本格化など、区政を取り巻く社会経済状況が常に変化する中で、施設使用料の一層の適正化を図るため、平成 23 年 12 月に策定した「練馬区行政改革推進プラン(平成 23 年度～26 年度)」の取り組み項目に、あらためて使用料の見直しを掲げ、平成 24 年度に現状の調査と見直しの検討を行った。

その結果、施設使用料の額については改定を行わないこととし、減額・免除制度についても一部の内部事務処理を除き改定しないこととしたが、一方で今後取り組んでいかなければならない課題も明らかになったところである。

この「使用料の基本的考え方 改定版」は、今回の検討結果を踏まえ、従前の「使用料の基本的考え方 改定版」を改定したものである。

第1章 使用料について

使用料設定の基本的考え方

1 使用料設定に関する基本的考え方

(1) 受益者負担の原則

区は、区税を区民サービスの基礎的な財源としているが、全てのサービスを区税で賄うことは困難である。そこで、施設の維持管理にかかる費用（コスト）については、地方自治法第225条に基づき、施設使用の対価として利用者から納付される使用料により、その一部を賄っている。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保される。これが受益者負担の考え方であり、施設の使用についても、利用者（＝受益者）に応分の負担（＝使用料）を求める根拠である。

(2) 算定方法の明確化

区が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、区民に分かりやすく説明できるようにする必要がある。

そのため、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方を整理したうえで、使用料の計算方法として、下記の「使用料算定の基本的方式」を定めている。

《使用料算定の基本的方式》

$$\text{使用料} = \text{原 価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{減額率}$$

原価：施設の維持管理費、人件費を基に算定（3頁「原価の算定」参照）

性質別負担割合：各施設サービスの性質別分類に基づく受益者・行政の負担する割合（8頁「施設の性質別分類と負担割合」参照）

減額率：子ども、高齢者など利用者の属性に応じた減額割合（14頁第2章「減額・免除制度について」参照）

原価の算定

1 原価算定の基本的考え方

(1) 原価の基礎

「負担の公平性」を確保する観点からは、施設の建設からサービスの提供に至るまでの間に要する全ての経費を対象としたうえで、妥当と思われる「積算基礎」を設定することにより、適正な受益者負担額（＝使用料）を算定する必要がある。

施設の整備・運営に要する経費としては、¹維持管理費、²職員人件費、³用地取得費、⁴建物建設費（減価償却費を含む）等がある。こうした各種の経費のうち、公費で負担する範囲と、受益者負担とする範囲の考え方はつぎのとおりとした。

公費で負担する範囲

施設は、「区民全体の財産」であり、区には公共施設として誰もが利用できる施設の設置が求められている。そうしたニーズに応え、区ではこれまで多くの施設を建設してきており、今後も施設の整備は必要である。

そこで、施設の建設に要する上記「³用地取得費」・「⁴建物建設費（減価償却費含む）」等の資本的経費については、公費で賄う範囲とする。

また、減価償却費を受益者負担の範囲から除くことに伴い、施設の維持管理費のうち大規模修繕費（おおむね1千万円以上）や高額備品購入費（おおむね百万円以上）についても、資本的経費に準じるものとして公費で負担する経費とする。

受益者負担の範囲

つぎに、公費で負担する範囲を除く、「¹維持管理費」・「²職員人件費」のうち、どこまで受益者負担の範囲とするかである。受益者負担とは、利用者の受益に応じた負担を求めるものであることから、専ら区民が日常的に利用する部分に要する経費を受益者負担の範囲とすることが妥当であると考え。そこで、上記の経費のうち、「維持管理費」・「職員人件費のうち施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する部分」を受益者負担の範囲とし、これを「積算基礎」として原価を算定する。

< 公費負担の範囲 >

- ・ 用地取得費
- ・ 建物建設費（減価償却費含む）
- ・ 維持管理費（大規模修繕費・高額備品購入費）
- ・ 職員人件費（事業運営等に要する部分）

< 受益者負担の範囲 >

- ・ 維持管理費（光熱水費・清掃料・修繕費等）
- ・ 職員人件費（施設の維持管理・貸出業務に要する部分）

2 使用料算定の方法

(1) 施設種別による分類

使用料原価の算定に当たっては、「1㎡当たりの時間単価」を設定する施設と「その他」の施設に大別した。

このうち、「1㎡当たりの時間単価」を設定する施設については、各種公共施設の機能に着目して、ほぼ同一の機能を持つ施設ごとに、地域集会施設、会議室等、体育館、プール、運動場、庭球場の6種別に分類した。

地域集会施設は従前、「会議室等」に分類していたが、「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画」(平成20年10月策定)に基づき、地区区民館・区民館・地域集会所の3施設を、利用促進の観点からその機能を統一化していくことが明確にされたことに伴い、新たに区分を設けた。

また、農園や少年自然の家、音楽スタジオ等、1㎡当たりの時間単価の設定が適当でない施設については、「その他」として、施設ごとの状況を勘案し個別に単価を設定する。

(2) 維持管理費等の現況

施設の維持管理原価の現状を計るため、平成23年度決算額を基に、「施設の維持管理費」と「維持管理・貸出業務にかかる職員人件費」の2つから、原価を再算定した。

なお、同種の施設については、下記の「使用料額算定の計算式」により個々の施設の原価を求めたうえで、平均値をとった。

《使用料額算定の計算式》

$$\begin{aligned} & \text{建物の維持管理費 (1㎡当たり)} \\ = & \text{建物全体の維持管理費} / \text{建物全体の面積} \\ & \text{建物の維持管理に要する人件費 (1㎡当たり)} \\ = & \text{建物全体の維持管理に要する人件費} / \text{建物全体の面積} \\ & \text{貸出業務に要する人件費 (1㎡当たり)} \\ = & \text{貸出業務に要する人件費} / \text{貸出部分(室)の面積} \\ & \text{1㎡当たりの時間単価} \\ = & (\quad + \quad + \quad) / \text{年間開館時間} \end{aligned}$$

その結果、施設1㎡当たりの時間単価の平均は、下表のとおりであった。

【維持管理経費の調査結果と現行単価との比較】

施設の分類		施設数 (23年度)	1㎡当たりの平均時間単価(円)				
			(A) 21年度 改定前	(B) 19年度 決算	(C) 21年度改定 現行単価	(D) 23年度 決算	
地域集 会施設	地区区民館	22	8.8	6.1	3.8	4.9	4.7
	地域集会所	17	3.8	4.1	3.8	5.1	
	〃(旧区民館)	10	8.8	7.2	3.8	3.6	
会議室等		28	8.8	8.0	8.8	6.9	
リサイクルセンター		3	3.8	3.7	3.8	7.0	
職員研修所		1	1.5	1.3	1.5	2.7	
体育館		7	6.3	5.8	6.3	5.0	
プール		7	17.4	14.5	17.4	16.0	
運動場		6	0.4	0.3	0.4	0.4	
庭球場		4	1.2	0.5	1.2	0.8	

(注) (A) 21年度改定前：平成20年度の検討(19年度決算数値に基づく)により21年度に改定する前の単価

(B) 19年度決算：平成20年度の検討の基礎となった19年度決算数値調査に基づく単価

(C) 21改定現行単価：平成20年度の検討を踏まえて21年度に改定した現行の単価

(D) 23年度決算：今回の検討のために調査した23年度決算数値に基づく単価

(3) 今回の見直しにおける施設別時間単価見直しの結果

使用料算定の基礎となる維持管理経費の平均単価は、現行単価に比較して、上回っている施設、下回っている施設、均衡している施設がそれぞれ見られた。

社会経済状況が変化する中で、使用料のあり方については、現行の算定方法の課題(維持管理経費が減価償却費等を含めたフルコストで捕捉されていないこと等)や減額・免除制度等についてあらためて検討する必要があることが、今回の見直し作業を通じて明らかになった。

これらを踏まえ、区民を取り巻く現下の経済情勢に鑑み、今回の見直しにおいては使用料の増額改定、減額改定とも行わず、据え置くこととした。

(4) 施設別の時間単価

《各種別の1㎡当たりの時間単価》

- (ア) 地域集会施設 3.8円(地区区民館・地域集会所)
- (イ) 会議室等 8.8円(学校教室等は4.1円、リサイクルセンター・出張所コミュニティ室は3.8円、職員研修所は1.5円)
- (ウ) 体育館 6.3円(学校体育館は1.1円)
- (エ) プール 17.4円(学校プールは2.2円)
- (オ) 運動場 0.4円(校庭は0.1円)
- (カ) 庭球場 1.2円
- (キ) その他 1㎡当たりの時間単位の使用料の設定が適切ではない施設個別に単価を設定

《参考：前回の見直しにおける施設種別による時間単価見直しの考え方》

前回の見直し（平成 21 年度改定）においては、平成 19 年度決算に基づき施設 1 m²当たりの時間単価を再算定し、これを基に検討した。参考として、前回の見直しにおける施設種別による時間単価見直しの考え方を以下に示す。

地域集会施設（区民館・地区区民館・地域集会所）の会議室

平成 20 年 10 月に策定した「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画」および策定過程での議論を踏まえ、利用促進の観点から、現行 8.8 円としている区民館および地区区民館の 1 m²当たりの時間単価を、地域集会所の現行 3.8 円を基準に引き下げるものとする。

なお、地区区民館については、維持管理費等の平均原価と使用料単価に開きがあるが、今後、委託化を着実に進め、維持管理費の縮小に努める。

その他の施設の会議室

上記以外の会議室については、つぎの理由から、使用料の改定は行わず、現行の使用料を維持する。

ア 平成 19 年度決算に基づく調査において、3 つの地域集会施設を除く、会議室全体の維持管理費の時間単価の平均は 8.0 円であった。これは、現行単価 8.8 円に比べ約 10% の減であるが、現行使用料体系は百円単位を基礎としており、実際の使用料にあてはめると、1,000 円を超える施設にしか反映されない。

イ 個々に見れば、維持管理原価が下がっている施設もあるが、平成 14 年度の見直しに際し、同じ性質の施設における施設使用料は同一料金を設定してきた経緯がある。施設ごとに異なる使用料を設定することは、地域によって使用料による差をつけないという公平性の観点で、これまでの方針に逆行することになる。

ウ 施設の指定管理者が利用料金制をとっている場合、使用料は原則として指定管理者の収入として、委託料とともに管理運営費の一部として計上される。このため、仮に使用料を引き下げた場合には、収入の減に見合うだけの委託料を指定管理者に補填する必要がある。委託料の補填については、さまざまな意見が出されており、今後、詳細な検討を要する。

エ リサイクルセンターの会議室については、原価と現行使用料が均衡している。

体育館・プール・庭球場・運動場について

つぎの理由から、使用料の改定は行わず、現行の使用料を維持する。

ア 平成 19 年度決算に基づく調査において、現行の時間単価と比べ、体育館（0.5 円減）、プール（2.9 円減）、庭球場（0.7 円減）、運動場（0.1 円減）となっているが、このうち体育館は約 8 %、プールは 17% の減に止まっており、実際の使用料に反映できるほど下降していない。

イ 運動場については、約 25% の下降がみられるが、現行の使用料 1 時間当たり 1,200 円は区内都立公園内野球場の平日の金額と同一であり、土曜・日曜・祝日は都立 1,500 円に対して 20% 安い設定になっている。このため、さらなる引き下げは、都立との均衡を失し、時間帯によっては、これまで以上に予約が困難となる可能性がある。また、委託料はわずかずつ上昇しており、今後、委託料のさらなる増も予想される。

ウ 庭球場については、約 59% の減であるが、現行の使用料（1 時間 800 円）は民間に比べかなり低く設定されている。また、都立の庭球場の使用料は、1 時間 1,300 円に設定している。このため、平均稼働率は約 60% と高く、仮に、使用料を減額した場合、さらなる需要を喚起することが予想され、民業を圧迫する可能性も考えられる。

《各種別の 1 m²当たりの時間単価》

(ア) 地域集会施設	3.8 円（地区区民館・区民館・地域集会所）
(イ) 会議室等	8.8 円（学校教室等は 4.1 円、リサイクルセンター・出張所コミュニティ室は 3.8 円、職員研修所は 1.5 円）
(ウ) 体育館	6.3 円（学校体育館は 1.1 円）
(エ) プール	17.4 円（学校プールは 2.2 円）
(オ) 運動場	0.4 円（校庭は 0.1 円）
(カ) 庭球場	1.2 円
(キ) その他	1 m ² 当たりの時間単位の使用料の設定が適切ではない施設個別に単価を設定

(5) 原価の計算

「原価」は、「1㎡当たりの時間単価」に「施設の貸出面積」を乗じることによって求める。

《(ア)地域集会施設から(カ)庭球場の場合の原価》

$$\text{原価} = \text{各種別の1㎡当たりの時間単価} \times \text{貸出面積}$$

(6) 使用料額の決定

使用料額については、原価に性質別負担割合を乗じる（原価×性質別負担割合）ことによって、「1時間当たりの使用料額」を求める。

「1時間当たり」としたのは、受益者に負担を求める範囲を年間開館時間に限定することが、より適正であると考えためである。

《(ア)地域集会施設から(カ)庭球場の場合の使用料額》

1時間当たりの使用料額（100円未満四捨五入）

$$= \text{原価（1㎡当たりの時間単価} \times \text{貸出面積）} \times \text{性質別負担割合}$$

（性質別負担割合については8頁「施設の性質別分類と負担割合」を参照）

(7) 上限の設定

平成14年の見直し時には、上記「使用料額算定の計算式」に基づく「使用料額」がそれ以前の額の「1.5倍」を超える場合、激変緩和措置として、概ね1.5～2倍を上限とする「暫定料金」を設定した。

前回の見直しにおいても、「地域集会施設以外は現行の使用料を維持する」こととしたことから、この上限の設定についても継続したところであり、今回の見直しにおいても同様とする。（1時間当たりの使用料金額は33頁資料3を参照）

(8) 1㎡当たりの時間単価の設定が適当でない「その他」施設の取り扱い等

今回の見直しにおいては、地域集会施設ほかの施設使用料を改定しないこととしたことから、「その他」の施設についても、前回の見直し結果を引き継ぐこととする。

宿泊施設や年間貸出施設など、時間単価の設定が適当でない施設については、別の計算式により「原価」を求める。今回の見直しにおいては、現行使用料を維持する。

目的外利用については、「使用料額算定の計算式」を用いて、施設ごとに適用する。今回の見直しにおいては、現行使用料を維持する。

個人で利用する施設の使用料については、現行通りとする。

施設の性質別分類と負担割合

1 性質別分類に関する基本的考え方

区は、区民ニーズを充足するため様々な施設を設置しサービスを提供している。そうしたサービスの中には、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがある。一方、体育施設や宿泊・保養施設など、特定の区民に便益を供したり、民間にも類似のサービスが存在したりするものもある。

使用料の設定に当たっては、こうした施設ごとのサービスについて、公共性が強いのか、市場性が強いのかといったサービスの性質に着目することが重要である。そうした相違を考慮することなく、受益者に対し一律一様に費用（コスト）負担を求めることは、かえって公平性・公正性を損なうこととなる。

そこで、区では、より公平・公正な使用料額を算出するため、施設におけるサービスの性質別に、原価に対する「公費負担割合」と「受益者負担割合」を設定し、合わせて「無料」（受益者負担 0% = 公費負担 100%）施設を明確にしている。

2 性質別分類と負担割合

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、以下の基準による区分を組み合わせることにより 4 つの象限（性質別区分）を設定し、それぞれの施設がどの象限に属するかを整理している。

（1）性質別分類の基準

サービス内容が基礎的か選択的かによる区分

基準 1 基礎的サービス

区民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス、ライフステージごとに社会的に提供すべきサービス

基準 2 選択的サービス

生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービス、人によって必要性が異なるサービス

サービス内容が市場的か非市場的（公共的）かによる区分

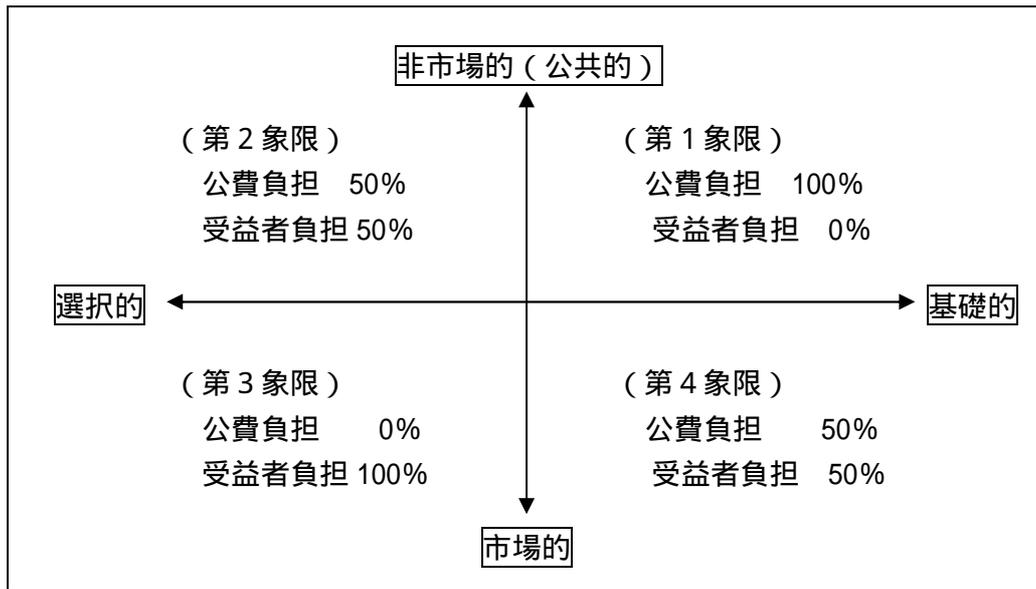
基準 3 市場的サービス

民間でも同種類似のものが提供されているサービス

基準 4 非市場的（公共的）サービス

市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(2) 各象限の考え方と負担割合



第1象限・・・基礎的・非市場的サービス（基準1 + 基準4）

専ら行政が提供するサービス

基本的にコストは公費で負担する。

[公費負担 100%、受益者負担 0%]

第2象限・・・選択的・非市場的サービス（基準2 + 基準4）

人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス

コストは公費と受益者とが負担する。

[公費負担 50%、受益者負担 50%]

第3象限・・・選択的・市場的サービス（基準2 + 基準3）

人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス

基本的にコストは受益者が負担する。

[公費負担 0%、受益者負担 100%]

第4象限・・・基礎的・市場的サービス（基準1 + 基準3）

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス

コストは公費と受益者とが負担する。

[公費負担 50%、受益者負担 50%]

なお、公費負担と受益者負担の割合は、簡明さ、制度の分かりやすさ等の点から、上記分類のとおり、0%、50%、100%の3種類の組み合わせとする。

3 分類方法等

(1) 設置目的および機能等からの分類

分類は、施設の設置目的および機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等に

より行う。

なお、下記 から の施設は、その性格が全く異なるため、分類の対象から除外する。
(29 頁「別表 1」から除外)

(対象から除外する施設)

障害者総合支援法に規定する事業を実施する施設または介護保険サービスとしての施設(ただし、目的外利用は適用)

・福祉園、福祉作業所等 ・デイサービスセンター

使用料の対象となる区民提供のない施設

民間相互の契約に基づくものであり、区が直接利用料を収納することができない施設

・民間遊び場

(2) 施設単位による分類

原則として各施設単位で分類し、施設内の部屋ごとの分類は行わない。ただし、部屋が一定の規模を有し、その性質が他の部屋と異なることが明確な場合には、部屋ごとに性質別分類を行う。(例：体育施設内の競技場とプールの区分等)

(3) 集会・地域活動・生涯学習施設の分類

「貸室」を主なサービスとする施設の場合は、特に機能に着目して、基本的に「集会・地域活動・生涯学習施設」として分類する。

施設本来の設置目的に沿った施設利用については、原則として、減額・免除制度に基づき減額対象とする。(18 頁第 2 章 4 (2) 参照)

例：男女共同参画センターは男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として設置された施設であるが、使用料の対象となるのは貸室(施設提供)サービスであり、その機能に着目して集会・地域活動・生涯学習施設として第 3 象限に分類する。施設本来の目的による学習会等の施設使用については、設定された使用料額を基に減額・免除制度(減額規定)を適用することにより、施設の設置目的に資するものとする。

4 分類の結果

以上の観点から整理・分類した結果、各施設の性質別分類・負担割合は、29 頁「別表 1：施設の性質別分類一覧」のとおりとする。

5 無料施設の範囲等の明確化

サービスの内容から、第 1 象限に属する施設を「無料」(免除手続き不要)とする。第 2 象限から第 4 象限に分類される施設については、原則として全て有料とし、それぞれの性質別負担割合に応じた受益者負担を求める。

6 各施設における目的外利用の取り扱い

(1) 原則「第3象限(受益者負担100%)」として対応

第1象限、第2象限、第4象限に分類される施設であっても、設置目的外の利用については、原則として施設の性質別分類の位置付けを「第3象限」とし、「公費負担0% = 受益者負担100%」の取り扱いとする。

例：高齢者センターを高齢者以外の団体が利用する場合は、第1象限から第3象限に切り替えて取り扱う。

ただし、第2象限に分類している【大規模・少数体育施設】については、目的外利用であっても、大規模であるため民間での提供が難しいことから、第2象限の位置付けのまま取り扱う。

また、目的外利用とは、基本的に、条例等に定められた「開館時間以外の場合」、「本来の利用対象者以外の場合」を指す。その他の観点から目的内か目的外かを判断する場合は、施設ごとに明確な根拠のある基準を示すものとする。

このような目的外利用を認めるに当たっては、施設の設置目的を踏まえ、施設の申し込み(受付)時期に差を設けることができることとする。

なお、公共施設有効活用方針(平成13年6月策定)では、利用を禁じる行為として、公序良俗に反する行為や、宗教の布教・勧誘、施設の管理上支障のある行為などを明記している。

(2) 減額・免除制度の適用

施設の設置目的内の利用、設置目的外の利用、いずれであっても、第2章で述べる「減額・免除制度」を同様に適用する。

「使用料算定の基本的方式」の適用

施設使用料の算定に当たっては、前述したように、「原価×性質別負担割合×減額率」という基本的な方式を、全ての施設について適用することが原則である。(2頁参照)

しかし、一部の施設については、この方式によらないことが適当な場合があることから、それらについては適用対象施設から除外する。その結果、「使用料算定の基本的方式」の適用施設を30頁「別表2」のとおり定める。

1 適用除外施設

個々の使用料の中には、法令等により算定方法が定められていたり、23区統一の基準により改定したりしてきたものなどがある。これらについては、従来の方法で算定するほうが、妥当であると考えられるものがある。

そこで、以下の施設について「使用料算定の基本的方式」の適用対象から除外する。

(1) 算定方法が法令等で定められている施設、国・都の機関が算定している経費を基に使用料額を定めている施設(別表1中 表示の施設)

・区営住宅 ・密集住宅市街地整備促進事業用住宅 ・高齢者集合住宅 ・保健所

(2) 23区統一の基準により算定を行っている施設、その他別の基準により使用料額を算定している施設のうち、つぎの施設(別表1中 表示の施設)

・知的障害者生活寮 ・軽費老人ホーム ・練馬文化センター ・大泉学園ホール ・生涯学習センター(ホール) ・美術館観覧料 ・自転車駐車場 ・タウンサイクル ・有料駐車場 ・道路占用 ・公共溝渠 ・公園占用等 ・学童クラブ ・保育所 ・母子生活支援施設 ・幼稚園

なお、上記(1)(2)について、目的外利用の場合は、本算定方式を適用する。

2 借用施設・暫定利用施設の取り扱い

区が土地や建物を所有者から借用して区民に提供している施設(借用施設)や、区有施設・土地を本来の目的に利用するまでの間、暫定的に区民の利用に供している施設(暫定利用施設)については、「使用料算定の基本的方式」の適用施設とし、そのうち、「公の施設として条例設置していない施設」(条例外施設)については、以下のとおり取り扱う。

(1) 適用施設とする理由

地方自治法上の「使用料」の対象となる施設は、「公の施設」または「行政財産」としての施設である。このため、借用施設や暫定利用施設の多くは「使用料」の収納対象とはならない。

しかし、これらの施設も、区民の利用に供していること、維持管理費等がかかっている

ること、公平・公正な受益者負担の観点が必要であることは、「公の施設」等の場合と何ら変わるところがない。

そこで、借用施設・暫定利用施設についても、「施設使用の対価」として受益者に適正な負担を求めることとし、「使用料算定の基本的方式」の適用施設とする。

(2) 利用料収納に当たっての取り扱い

借用施設について利用料を収納する場合には、所有者の承諾が必要である。

借用施設・暫定利用施設について利用料を収納する場合、上記で述べたとおり「使用料」としてではなく、「普通財産貸付収入」または「雑入」となるものと考えられる。

この場合、地方自治法第 243 条、同法施行令第 158 条により、収納事務を私人に委託することはできない。また、地方自治法第 244 条の 2 により、委託先の直接収入(利用料金制)にすることもできないため、区が直接、利用料の収納事務を行う。

第2章 減額・免除制度について

減額・免除制度の基本的考え方

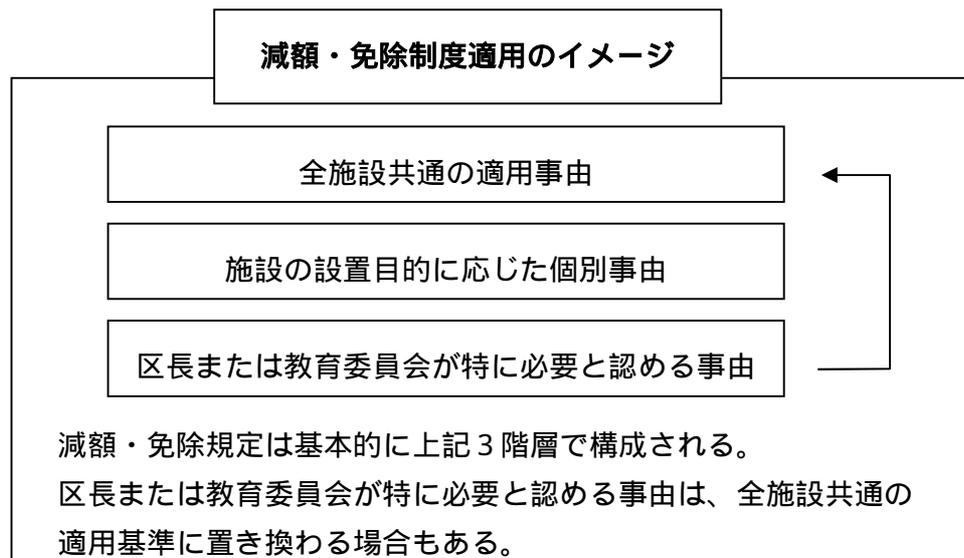
1 減額・免除制度に関する基本的考え方

(1) 受益者負担の原則の徹底

「受益者負担の原則」を徹底するため、「減額・免除制度」については、あくまでも「政策的で特例的な措置」とし、高齢者・障害者への配慮や、各種団体活動の支援・促進、あるいは施設利用率の向上について配慮しながらも、その適用については、真にやむを得ないものに限定している。

(2) 基準の統一

公平性・公正性を確保する観点から、できるだけ全施設で共通の対応となるように「基準の統一」を図っている。



(3) 今回の見直しについて

減額・免除制度については、平成14年度の見直しの際、従来の考え方を根本的に改め、新たな制度を構築した経緯がある。前回の見直しにおいては、社会状況等の大幅な変化が見られないことから、大きな変更は加えずに制度を維持することとしたが、今回の見直しにおいても、公用利用に係る取り扱いを除き、従前どおりとする。

減額・免除基準と適用

1 減額・免除基準の概要

区が定める使用料の減額・免除の基準は、以下のとおりである。

(1) 免除基準

区分	適用範囲
団体	区（行政委員会、区が設置する附属機関等含む）が主催または共催するとき 区以外の官公署が行政目的で利用するとき 区内の各種団体が行政活動の協力目的等で利用するとき 指定管理者・管理運営団体が当該施設を行政目的で利用するとき 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的で利用するとき 構成員の半数以上が75歳以上の者の区内団体が利用するとき
個人	75歳以上の者が利用するとき 学齢前の幼児が利用するとき

免除規定を適用するに当たり、利用回数を制限することができる。

(2) 減額基準（減額率は一律50%とする）

区分	適用範囲
団体	区（行政委員会含む）が後援するとき 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校以外の学校が教育目的で利用するとき 公共の団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき 構成員の半数以上が障害者の区内団体が利用するとき 構成員の半数以上が65歳以上の者の区内団体が利用するとき 構成員の半数以上が中学生以下の区内団体が利用するとき
個人	障害者（介助者1名含む）が利用するとき 65歳以上75歳未満の者が利用するとき 小中学生が利用するとき

免除団体の および減額団体の の区内団体とは、原則として10人以上で構成され、そのうち半数以上が区民であるものをいう。また、免除・減額区分の個人とは、区民を指し、原則としてプール、トレーニング室など、個人利用を想定した施設に限る。

(3) その他区長または教育委員会が特に必要と認めるとき（真にやむを得ないものに限定し、認めるときは公表する）

2 適用対象施設

減額免除制度の適用施設は、「使用料算定の基本的方式」の適用施設（12 頁第 1 章 参照）と同一とする。ただし、生涯学習センター（ホール）については適用対象とする。

3 免除規定の適用

（1）『団体』にかかる免除規定

区（行政委員会、区が設置する附属機関等含む）が主催または共催するとき

区（区立保育園・幼稚園・小学校・中学校を含む）行政委員会、法令や要綱に基づく附属機関、審議会、懇談会、団体等が本来の任務である行政施策・事務事業を遂行するために施設を利用する場合は、いずれも「免除」とする。

また、区議会が主催、共催する場合や、青少年委員などの区非常勤職員が行政目的の会議等で利用する場合も含むものとする。

なお、「練馬区後援名義等使用承認取扱要綱」等により、区が後援する場合は、活動団体の自立性を促す観点から、統一して「減額」対象とし、共催のみ「免除」の対象とする。

区以外の官公署が行政目的で利用するとき

区以外の国、地方公共団体が行政目的のために利用する場合は、区が施策を遂行する場合と同様であると位置づけ「免除」とする。

区内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を利用するとき

区などの行政機関から協力要請等を受けて、区内の各種団体が施設を利用する場合は、行政活動に準ずるものとし、使用料を「免除」とする。

例：各学校等の P T A や父母の会が、当該学校の教室等を利用して会議などを行う場合は、教育行政への協力活動の一環と考え「免除」とする。

また、区が補助金を交付している「補助事業」を実施するために当該団体が施設を利用する場合についても「免除」とする。

例：補助事業である練馬まつりを実施するため、当該団体が会議や準備等で施設を利用する場合は使用料を「免除」とする。

なお、各施設にあっては、行政活動の協力目的かどうかを判断するに当たり、区等の行政機関が発行した文書の提示を求めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、申請によるものとする。

区は、区内各種団体に対し行政活動に協力を要請する場合は、施設利用を考慮し、原則として文書を発行するものとする。

指定管理者・管理運営団体が当該施設を行政目的で利用するとき

現在、多くの施設において指定管理者による施設の管理が行われ、また、地域集会所などでは、地域団体等への委託を行っている。さらに、協定により施設の運営に参画している団体もある。こうした区立施設の管理運営に携わっている当該施設の管理運営団体が、行政目的（＝委託契約等に基づく主催事業や管理施設の運営に必要な活動全体）のために当該施設を利用する場合は「免除」とする。

区内に存する保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的で利用するとき

区立以外で区内にある私立、都立等の保育所等（保育室・家庭福祉員の団体）、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が、区立施設を教育目的で利用する場合は「免除」とする。ここで、教育目的の利用とは、保育・教育機関から利用申請されるもので、幼児・児童等のために保育・教育活動を行うための施設利用をいう。

学校については、原則として義務教育期間までを対象とするが、特別支援学校に限り、社会参加を促進する観点から高等部等も含めて対象とする。

構成員の半数以上が75歳以上の者の区内団体が利用するとき

高齢者の社会参加を支援する政策的な観点から、後期高齢者といわれる75歳を基準として、構成員の半数以上が75歳以上の者の区内団体が利用するときは「免除」とする。

指定管理者制度・利用料金制導入施設における取り扱い

前回の見直しでは、地方自治法に基づき指定管理者制度を導入している施設で、利用料金制をとっている施設については、特例として上記のうち区が直接利用する場合は適用せず、区、区立保育園・幼稚園・小学校・中学校がこれらの施設を使用する場合は、区が予算措置のうえ指定管理者に支払うこととしたが、先行してこの措置を実施した練馬文化センターと大泉学園ホールを除き、実施は見送られてきたところである。

今回あらためてこれを整理し、練馬文化センターと大泉学園ホールを除き、区が直接利用する場合においても本則を適用して利用料金を免除することとする。

このため、利用料金制をとる指定管理者制度適用施設の主管課は、年度協定の締結にあたっては、年度内に見込まれる公用利用に関する情報を指定管理者に提供するよう努めるとともに、公用利用が指定管理者の自立的な運営を阻害するような懸念が生じた場合には、実態に応じて適切に対応するものとする。

また、施設を利用する事業執行課は、安易に過大な利用予約やキャンセルを行わないよう、慎重かつ計画的な事業執行に努めることとする。

(2) 『個人』にかかる免除規定

75歳以上の者が利用するとき

団体の場合と同様に75歳以上の区民については「免除」とする。

学齢前の幼児が利用するとき

「学齢前の幼児」である区民が区立施設を利用するときは「免除」とする。

(3) 免除回数の制限

施設の利用については、年間の開館時間から、当然ながら全体として利用に一定の限界が生じる。そこで、より適正かつ公平な施設利用を促進する観点から、免除の適用について回数制限等を設けることができるものとする。

4 減額規定の適用

(1) 減額率の設定

利用者・非利用者間の公平性を担保し、簡明さ、制度の分かりやすさ等の点から、利用者である受益者が負担する分と、区(公費)が負担する分を「等分」とすることとし、減額率は一律に50%とする。

(2) 『団体』にかかる減額規定

区(行政委員会含む)が後援するとき

主催団体の自主性・自立性を促進する観点から、区および行政委員会が後援を行う場合に限り、「減額」とすることができるものとする。

区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校以外の学校が教育目的で利用するとき

公共的団体、登録団体が本来の活動目的で利用するとき

公共的団体とは、一般的な解説では日本赤十字社などの厚生社会事業団体や体育協会などの文化教育事業団体、商工会議所などの経済的団体等であって、法人であるか否かを問わず、広く公共的な活動を営む団体とされており、その数等は非常に多岐にわたっている。しかしながら、どの団体が公共的団体と位置付けられるかについての具体的基準が明確になっているわけではない。

そこで、区が行政的な見地から関与したり、その運営を支援・助成する団体(外郭団体、補助金交付団体)のほか、町会・自治会、老人クラブ、父母会等、従前から使用料を減額したりしている団体に限定して「公共的団体」と位置付けるものとする。

(34頁資料4「免除団体・減額団体」参照)

ただし、外郭団体についてはその活動を支援するため、業務に必要な事務室および事務室に付属する会議室の使用について、使用料を「免除」する。この場合、免除申請は省略できるものとする。

新たに公共的団体として位置付ける必要が生じた場合は、個別の団体ごとにその活動内容を検討した上で適否を判断していく。

公共的団体と登録団体との相違点は、公共的団体が減額を受ける場合、施設ごとの登録が不要であるのに対して、登録団体が減額規定を適用されるのは、登録した施設に限られる点にある。登録は区および登録業務の委託を受けた者が行う。

なお、公共的団体であっても、施設の設置目的と合致しない場合については、減額規定を適用しない。

例：勤労福祉会館は、利用者の範囲を勤労者等に限定しており、公共的団体であるからといって直ちに減額対象とはならない。

構成員の半数以上が障害者の区内団体が利用するとき

障害者の社会参加を促進する観点から、構成員の半数以上が障害者である区内団体が区立施設を利用する場合、使用料を「減額」とする。障害者の範疇は、身体障害者・知的障害者・精神障害者である。

構成員の半数以上が 65 歳以上の者の区内団体が利用するとき

長寿社会の進展に伴い、年金の完全受給の対象年齢などを参考に、減額対象とする高齢者の基準年齢を 65 歳とする。

ただし、「構成員の半数以上が 75 歳以上の者の区内団体が利用するとき」に該当する場合は、前述のとおり「免除」とする。

構成員の半数以上が中学生以下の区内団体が利用するとき

構成員の半数以上が中学生以下の区内団体について、減額規定を適用する。

また、施設の性質別分類に基づき、学校の屋内運動場（体育館）などの施設について、子どもの健全育成を進める政策的な観点から、基本的に実質的な負担が生じないよう対応するものとし、「区長（または教育委員会）が特に必要と認めるとき」の免除規定を活用することができるものとする。

（3）『個人』にかかる減額規定

障害者（介助者 1 名含む）が利用するとき

身体障害者・知的障害者・精神障害者が個人で施設を利用するときは、原則として介助者 1 名も含めて、「減額」とする。ただし、少年自然の家に限り、長期滞在等を考慮し、介助者 2 名までとする。

65 歳以上 75 歳未満の者が利用するとき

団体の場合の取り扱いと同様、使用料減額にかかる高齢者の基準年齢を 65 歳以上とする。また、75 歳以上の方は免除対象となるため、減額規定の適用は 75 歳未満までとする。

小学生、中学生が利用するとき

小学生、中学生については、受益者負担の原則に基づき、全施設を対象として「減額」とする。

ただし、団体の場合と同様、子どもの健全育成を進める政策的な観点から、基本的に実質的な負担が生じないよう対応するものとし、「区長（または教育委員会）が特に必要と認めるとき」の免除規定を活用することができるものとする。

なお、少年自然の家の宿泊料についても、これまで通り引き続き一般料金の半額として対応する。

5 「区長または教育委員会が特に必要と認めるとき」の適用

「区長または教育委員会が特に必要と認める事由」の適用については、一般的に「想定外」の事態に対応するためのものである。適用する場合は、真にやむを得ないものに限定するとともに、公表するものとする。

6 その他の取り扱い

（1）施設の目的外利用時の減額・免除の適用

目的外利用時については、使用料を目的内利用時の倍額に設定している自治体や、そ

もそも減額・免除する必要はないとの意見もある。しかし、区としては、施設の有効活用を促進するという視点から、目的内利用時と同様に適用する。

(2) 免除・減額事務の省略

使用料を減額・免除する場合、基本的にはその都度申請に基づき決定すべきものであるが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化を図る。

特に個人利用の場合は、当初から、減額・免除規定の適用後の金額を設定できるものとする。

(3) 資格の有無の確認

減額・免除を適用するために、資格の有無を確認する必要がある。特に、年齢、障害の有無、団体の構成人数、団体の性格等が判断基準となっていることから、各施設においてそれぞれ妥当・適切な方法により確認をする。

その際、身分証明証、各種障害者手帳、団体名簿、行政からの文書の提示等について利用者の協力を求めるものとする。

第3章 その他の使用料関連項目および 今後の主な検討課題について

付帯設備・備付備品の使用料

1 付帯設備・備付備品の使用料のあり方

施設の付帯設備・備付備品（軽印刷機は下記2に記載）については、施設使用料と同じく「受益者負担の原則の徹底」「施設間の基準の統一」「財源の確保」を基本的な考え方とする。

現在、付帯設備・備付備品については、生涯学習センター、石神井公園区民交流センター等において、受益者負担が相当と考えられるものについて規則で詳細に規定している。

それ以外の施設については、平成17年度に備品の実態調査を実施したが、特に受益者負担にすべきと考えられる備品はなかった。

なお、今後、新規施設の開設にあたっては、備品を有料化している施設の対象備品および使用料額との整合に十分留意していく。

2 軽印刷機の使用料

軽印刷機の使用料については、上記1と同様に「受益者負担の原則の徹底」「施設間の基準の統一」「財源の確保」を基本的な考え方とし、平成17年度から、下記のとおり基準を統一している。

なお、軽印刷機を保有している施設であっても、その設置場所や設置目的等により貸し出しができない施設や有料化がなじまない施設がある。今後、新たに、有料化を図る際には、施設の設置目的や状況、類似施設間や同じ地域にある区立施設との整合等により総合的に判断していく。

(1) 積算基準

印刷にかかる経費のうち、マスター代、インク代を利用者負担とする。

また、印刷に必要な用紙は利用者が用意する。

(2) 使用料

軽印刷機については、各機械メーカーがランニングコストを算出していることから、これを基に以下のとおりとする。

1 原稿当たり 50 円 + 総印刷枚数	50 枚まで	0 円
	500 枚まで	50 円
	1,000 枚まで	100 円
(以後 500 枚ごとに 50 円を加算)		

(計算例) 原稿 3 枚で総印刷枚数 600 枚の場合 @50 × 3 枚 + 100 円 = 250 円

(3) 減額・免除

軽印刷機の使用料は、印刷にかかる費用に限り利用者の実費負担とするものであること、施設利用者以外の区民が利用することもあることから、減額・免除制度は適用しない。

(4) 留意事項

使用料をはじめ、利用に当たって必要な事項は各施設において要綱により定める。
印刷機の印刷枚数設定等が上記によりがたい施設については、印刷実費を基に別途調整する。

利用者の範囲、使用料の徴収方法などについては施設ごとに状況に応じて定める。
軽印刷機使用料の歳入科目は「諸収入・雑入・雑入・雑入」とする。

施設付置駐車場の使用料

1 駐車場使用料の考え方

区立施設の付置駐車場については、「受益者負担の原則の徹底」「施設間の基準の統一」「財源の確保」のほかに、「施設利用者以外の長時間駐車対策」や「環境への配慮」の観点から、維持管理のための経費がかかっている駐車場および迷惑駐車防止等のため管理を必要とする駐車場で、一定規模（概ね 10 台）以上のものを有料施設とする。

付置駐車場の使用料は、象限区分による負担割合の考え方の適用外とし、料金体系等は、以下により取り扱う。

ただし、付置駐車場を民間事業者に貸し付け、コインパーキング化をする場合は「4 減額・免除制度」の取扱いのみ適用し、「2 大型車両の取り扱いおよび車両の区分」、「3 使用料額」は適用しない。

2 大型車両の取り扱いおよび車両の区分

付置駐車場における大型車両使用料は、その他の車両と区別して取り扱う。

付置駐車場の車両の区分は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する自動車の種類に応じてつぎのとおり定める。

区分	自動車の種類
大型車両	大型自動車および大型特殊自動車
その他の車両	大型車以外の自動車

3 使用料額

有料の付置駐車場使用料の額は、以下の基準額を基本として、近隣の駐車場料金、車両の使用抑制、混雑緩和効果等を勘案して、車両の区分ごとに決定する。

なお、練馬区役所本庁舎の付置駐車場使用料は、混雑緩和、迷惑駐車排除の要請が強いためその他の付置駐車場と別の料金体系とする。

対象施設	区分	有料の付置駐車場使用料の額	
		最初の料金	加算料金
練馬区役所本庁舎	-	最初の 30 分まで 100 円	以降 15 分毎 100 円
スポーツ施設等	大型車両	最初の 1 時間まで 1,000 円	以降 30 分毎 500 円
	その他の車両	最初の 1 時間まで 200 円	以降 30 分毎 100 円
その他施設等	-	最初の 1 時間まで 200 円	以降 30 分毎 100 円

スポーツ施設等とは、生涯学習施設およびスポーツ施設に付置された有料駐車場をいう。

4 減額・免除制度

付置駐車場使用料の減額・免除の基本的な取り扱いは以下のとおりとする。

対象事由	対象駐車場	減免割合
行政目的（住民票の申請等）	練馬区役所本庁舎・石神井庁舎	2時間まで免除
障害のある方（介助者を含む）	すべての有料の付置駐車場	免除
要介護認定を受けている要介護者（介助者を含む）	すべての有料の付置駐車場	免除
荷物運搬等をやむを得ない場合	スポーツ施設等	1団体2台まで 2分の1減額
大会等で長時間駐車をやむを得ない場合	スポーツ施設等	利用時間に応じた使用料の額が、5時間利用した場合の使用料の額を超える場合、その超えた額を免除

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

使用料の支払い方法

1 前払いの原則

文化施設・スポーツ施設の使用料の支払い方法については、条例・規則で規定しており、一般的な取り扱いはつぎのとおりである。

利用申請を行い、承認を受けた後、使用料を前納する。

既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなかつたとき、利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき等には還付する。

こうした規定は、安易な予約を防ぎ、施設の効率的な利用を促進するために設けられてきた。

2 公共施設予約システムの導入による支払い方法の変更

平成17年2月から、利用者の利便性の向上を図るため、公共施設予約システムを導入し、現在31か所で稼働している（スポーツ施設19、生涯学習センター、青少年館2、男女共同参画センター、区民センター・ホール2、サンライフ練馬、勤労福祉会館、石神井公園区民交流センター、総合教育センター、向山庭園、文化交流ひろば）。

これにより、公共施設予約システム対象施設においては、インターネットや携帯電話等で、施設に会場することなく予約（電子申請）できるようになった。これに伴い、使用料の支払いについても、当日に支払うことが通常取り扱いとなった。

こうした取り扱いの変更により、利用者の利便性が向上する一方、安易な施設予約・キャンセルや当日無断で使用しないといた事例が従前より多く見られるようになった。このような傾向は、施設の適正利用に支障をきたすだけでなく、指定管理者制度・利用料金制を導入している施設については、利用率に影響を及ぼすとともに使用料収納の機会を逃すこととなる。

3 利用枠制限の導入

そこで、スポーツ施設においては、平成19年度から、直前・無断キャンセルの場合、それ以降の利用枠を制限することにより、その抑止を図ってきたが、前回の見直しにおいて、この方式を、平成21年度から公共施設予約システムに参加している全施設に広げ、利用の適正化を図ることとし、スポーツ施設を含め、所要の規定整備を行った。

[利用回数制限の概要]

(ア) 取り消し可能時期: 利用予定日の7日前まで。

(イ) 直前キャンセル(利用予定日の7日前を過ぎて予約の変更・取り消しをした場合): 1回目は翌1か月間1枠に制限。キャンセル回数に比例して制限する月数が増える。

(ウ) 無断キャンセル(予約の取り消しをしないで連絡なく利用しなかつた場合): 1回目は翌3か月間1枠に制限。キャンセル回数が増えるたびに制限する月数が3か月単

位で増える。

(エ) 適用期日：平成 21 年 6 月 1 日以降の直前キャンセルから対象とする。スポーツ施設については、引き続きの適用となる。

4 今後の考え方

前回の見直しにおける、文化施設等に係る直前・無断キャンセル時の利用枠制限の取り扱い、スポーツ施設の取り扱いにならぬ、一定の抑止効果をねらったものである。

この措置は、現状の公共施設予約システムでは電子的な支払いができないこと、事前に使用料のみ持参してもらうことはシステム化した意味合いが失われること、キャンセルした者に使用料だけを請求するためには一定の人員が必要なこと、施設の受託者や指定管理者に事務負担を強いることになること等を勘案して、過渡的・暫定的な措置として導入を図った。

使用料の支払いについては、施設の適正な利用を促進し、利用者の責任を明確にする意味からも、現行の条例・規則が規定している前払い方式を原則とし、キャンセル時の支払いや利用制限について、区における電子納付の導入の動向とからめて検討し、全施設で統一的な取り扱いをすることが必要である。

今後の主な検討課題

1 使用料を改定する要件について

施設の維持管理コストの変化を反映させると使用料額を改定する必要性が生じた場合、現行単価とどれほどの乖離があれば改定を行うのか等、その要件を明らかにしておく必要がある。あらためて「使用料の基本的考え方」の見直しの中における検討課題とする。

2 コストに対する使用料収入のあり方について

施設の維持管理と貸出しに要する経費に対して使用料収入が占める割合は、一般的に低率となっている。また、会議室などの使用料は、同種の民間施設に比べて低額に抑えられており、安易なキャンセルの抑制のためにも見直しが必要であるとの意見もある。

一方、貸出施設における受益者負担の範囲を、当該施設の維持管理費と職員人件費のうち施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する部分としたこと、および施設を性質別に4つに分類し、それぞれ公費負担割合と受益者負担割合を設定した現行の考え方には、現時点においても高い合理性と明確性がある。

このことから、今回の見直しにあたっては、引き続きこの「使用料設定の基本的考え方」を継続することを確認し、その手法に則って原価を再算定することとしたが、維持管理経費が逡減している状況の中で、前記の使用料額改定の要件を考える前提としても、施設使用料のあり方について検証・検討する必要がある。

具体的には、経常的な維持管理費と維持管理業務・貸出業務に要する人件費を施設使用料算定の原価としていることについて、施設の減価償却費等を含めたフルコストで算定することの是非等を、今後検討することとする。

3 単位利用時間の細分化について

利用者の利便性を高め、使用料負担の軽減を図る観点から、単位利用時間の細分化についての要望がある。例えば、午前・午後・夜間の3区分しかない利用単位を、1時間ないし2時間単位で利用できるようにするものであり、現在地区区民館と地域集会所、厚生文化会館、プールの個人利用などが1時間単位の利用を行っている。

この問題については、各施設の設置目的等からくる利用者の特性や希望が様々であると考えられ、細分化することにより、利用者は本来不要な使用料を負担しなくてすむようになるとともに、施設の有効活用に寄与することが考えられる一方、時間的に余裕をもった利用ができなくなったり、長時間の継続利用を希望する場合に予約可能な余地が狭まることや、施設側で管理体制の変更が必要になることも予想される。

また、利用に際しての基幹的システムである公共施設予約システムの大幅な改修が必要であり、現時点で直ちに対応することは困難である。

システムの更新時期（平成27年度）を見据えて、各施設において利便性、稼働率、施

設管理体制など様々な面から検討を進め、細分化することの総合的なメリットが現行よりも大きいと判断される施設については、システム更新時にあわせて利用時間の細分化を行うこととする。

4 区民と区民以外で使用料に差を設定することについて

区民と区民以外で使用料に差を設定することについては、前提として区民以外に利用を認めることの是非について整理する必要がある。区民利用とのバランス、施設の設置目的、近隣区市における同種の施設の取扱い等を勘案し、施設の積極的活用と使用料収入の増収の観点から、区民以外の利用の拡大について各所管部において検討したうえで、区民と区民以外で使用料に差を設けることについて施設種別ごとに検討することとする。

5 練馬文化センター等の使用料設定の基準について

練馬文化センターや大泉学園ホール、スポーツ施設におけるトレーニングルーム、プールの個人利用使用料は、「使用料の基本的考え方」における使用料算定の基本的方式に基づいて算定しておらず、区の統一的で明確な算定基準もない。

練馬文化センターなどのホールは、区民の文化芸術活動の拠点として幅広く利用されているが、他の公設・民設のホールとの競争にさらされる施設である。また、プールもサービスの供給が民間部門と競合するものであり、施設の設置目的を踏まえつつも、市場原理に留意して使用料を設定する必要があると思われる。

これらの使用料については、今後基準の整備について検討することとする。

6 高齢社会における施設使用料のあり方について

現在、区民のおよそ5人に1人が65歳以上の高齢者である。

これまで、高齢者のいきがいと社会参加の支援のために使用料の減額・免除を行ってきた。しかし、景気の低迷が続く中で、若年層における非正規雇用の増加をはじめ、働き盛りの人たちの年収は減少しており、これから区財政が一層厳しさを増すと予測される状況の下、世代間の負担の公平性と適正な受益者負担の観点から、高齢者の施設使用料の負担のあり方についてあらためて検討することは避けて通れないものと考ええる。

しかし、少子高齢化により、地域社会の活力低下が懸念される中、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、高齢者の力を地域で活かす環境づくりを進める必要があることから、「高齢者の多様な社会参加を促進する」ことは、基本構想と長期計画に掲げて区を挙げて取り組んでいる重要な施策の一つである。

従って、高齢者負担のあり方の検討については、見直しを行った場合の財政的効果だけでなく、高齢者福祉の観点からも慎重に推し量りながら進めるべき大きな課題である。

そこで、今回の見直しにおいては課題としての認識に止め、引き続き検討することとする。

第2象限 公費負担50% 受益者負担50%

非市場的

公費負担100% 受益者負担0% 第1象限

- [福祉施設]
 - 知的障害者生活寮
 - 軽費老人ホーム
- [農園]
 - 市民農園
 - 区民農園
 - 土支田農業公園
- [文化・芸術施設等]
 - 練馬文化センター
 - 大泉学園ホール
 - 生涯学習センター(ホール)
 - 美術館(観覧料含む)
 - 石神井公園ふるさと文化館(観覧料、企画展示室・ギャラリー)
 - 展示室(勤労福祉会館、花とみどりの相談所)
- [大規模・少数体育館]
 - 東京中高年齢労働者福祉センター(体育室)
 - 地区区民館(旭町南地区区民館体育室)
 - 体育施設(競技場、柔道・剣道・弓道・相撲・武道場、エアリアル場、卓球場、ローラースケート場、野球場、運動公園の多目的運動場・多目的運動広場)
 - 練馬総合運動場(少年野球場除く)
 - 学校設備目的外利用(屋内運動場・校庭・相撲場)
 - 学校体育館(開放事業の団体占用)

- [教育施設]
 - 小・中学校
 - 図書館
 - 小学校図書館(開放事業)
 - 少年自然の家(教育活動)
- [障害者福祉施設]
 - 心身障害者福祉集会所
- [高齢者福祉施設]
 - 敬老館(地区区民館・厚生文化会館の敬老館事業含む)
 - 高齢者センター
 - 高齢者集合住宅併設集会所
 - 老人クラブ農園
 - 老人クラブゲートボール場
- [児童・青少年福祉施設]
 - 児童館(地区区民館・厚生文化会館の児童館事業含む)
 - 子ども家庭支援センター
 - 青少年館
 - 大泉学園少年野球場・荒川河川敷野球場
 - 練馬総合運動場(少年野球場)
- [公園・遊び場]
 - 都市公園
 - 大泉交通公園
 - 牧野記念庭園
 - 児童遊園
 - 民有地遊び場
 - 公有地遊び場
 - 小学校校庭(開放事業)
 - 多目的運動広場
 - 先行取得用地
- [その他]
 - 公衆便所

選択的

基礎的

- [集会・地域活動・生涯学習施設(施設提供・貸室)]
 - 男女共同参画センター
 - 石神井公園区民交流センター
 - 東京中高年齢労働者福祉センター(体育室除く)
 - 勤労福祉会館(展示室除く)
 - 地区区民館(児童館・敬老館事業、旭町南地区区民館体育室除く)
- 地域集会所
 - 区民ホール
 - 向山庭園
 - 文化交流ひろば
 - 生涯学習センター(ホール除く)
 - 石神井公園ふるさと文化館(観覧料、企画展示室・ギャラリー除く)
 - 厚生文化会館(敬老館・児童館・学童クラブ事業除く)
 - リサイクルセンター
 - 花とみどりの相談所(講習室)
 - 総合教育センター
 - 学校会議室・和室・洋室(開放事業の団体占用)
- [宿泊関連施設]
 - 少年自然の家(教育活動除く)
 - 青少年キャンプ場
- [保健施設]
 - 保健所(各種健診サービス)
- [体育施設]
 - 体育施設(トレーニング室・プール・庭球場・会議室)
 - 学校プール(開放事業の団体占用)
- [交通関連施設]
 - 自転車駐車場
 - タウンサイクル(貸自転車)
 - 本庁舎地下駐車場
- [道路・河川等]
 - 道路占用
 - 公共溝渠使用
 - 都市公園占用等
- [その他]
 - 武蔵関公園(ポート)
- [各施設目的外使用]
 - 区民センター
 - 本庁舎・石神井庁舎会議室
 - 学校設備(教室・和室・プール・調理室)
 - 職員研修所施設
 - 出張所コミュニティ室
 - 図書館会議室等
 - その他各施設目的外として占用する場合

- [児童施設・保育施設]
 - 学童クラブ
 - 厚生文化会館(学童クラブ事業)
 - 保育所
 - 母子生活支援施設
- [教育施設]
 - 幼稚園
- [住宅関連施設]
 - 区営住宅
 - 密集住宅市街地整備促進事業用住宅
 - 高齢者集合住宅
- [保育室団体使用]
 - 男女共同参画センター、生涯学習センター、その他各施設保育室

[凡例]
 ゴシック(太字)・・・条例施設
 明朝(細字)・・・条例外施設
 ……使用料の根拠が「行政財産使用料条例」によるもの
 ……法令等の算定方法によるもの、国・都の算定経費を基にしているもの
 ……23区統一の基準によるもの、その他の基準によるもの

第3象限 公費負担0% 受益者負担100%

市場的

公費負担50% 受益者負担50% 第4象限

第2象限 公費負担50% 受益者負担50%

非市場的

公費負担100% 受益者負担0% 第1象限

選択的

基礎的

- 〔農園〕
 - 市民農園
 - 区民農園
 - 土支田農業公園
- 〔文化・芸術施設等〕
 - 美術館(観覧料除く)
 - 石神井公園ふるさと文化館(企画展示室・ギャラリー)
 - 展示室(勤労福祉会館、花とみどりの相談所)
- 〔大規模・少数体育館〕
 - 東京中高年齢労働者福祉センター(体育室)
 - 地区区民館(旭町南地区区民館体育室)
 - 体育施設(競技場、柔道・剣道・弓道・相撲・武道場、エアライフル場、卓球場、ローラースケート場、野球場、運動公園の多目的運動場・多目的運動広場)
 - 練馬総合運動場(少年野球場除く)
 - 学校設備目的外利用(屋内運動場・校庭・相撲場)
 - 学校体育館(開放事業の団体占用)

- 〔教育施設〕
 - 小・中学校
 - 図書館
 - 小学校図書館(開放事業)
 - 少年自然の家(教育活動)
- 〔障害者福祉施設〕
 - 心身障害者福祉集会所
- 〔高齢者福祉施設〕
 - 敬老館(地区区民館・厚生文化会館の敬老館事業含む)
 - 高齢者センター
 - 高齢者集合住宅併設集会所
 - 老人クラブ農園
 - 老人クラブゲートボール場
- 〔児童・青少年福祉施設〕
 - 児童館(地区区民館・厚生文化会館の児童館事業含む)
 - 子ども家庭支援センター
 - 青少年館
 - 大泉学園少年野球場・荒川河川敷野球場
 - 練馬総合運動場(少年野球場)
- 〔公園・遊び場〕
 - 都市公園
 - 大泉交通公園
 - 牧野記念庭園
 - 児童遊園
 - 民有地遊び場
 - 公有地遊び場
 - 小学校校庭(開放事業)
 - 多目的運動広場
 - 先行取得用地
- 〔その他〕
 - 公衆便所

- 〔集会・地域活動・生涯学習施設(施設提供・貸室)〕
 - 男女共同参画センター
 - 石神井公園区民交流センター
 - 東京中高年齢労働者福祉センター(体育室除く)
 - 勤労福祉会館(展示室除く)
 - 地区区民館(児童館・敬老館事業、旭町南地区区民館体育室除く)
 - 地域集会所
 - 区民ホール
 - 向山庭園
 - 文化交流ひろば
 - 生涯学習センター(ホール除く)
 - 石神井公園ふるさと文化館(観覧料、企画展示室・ギャラリー除く)
 - 厚生文化会館(敬老館・児童館・学童クラブ事業除く)
 - リサイクルセンター
 - 花とみどりの相談所(講習室)
 - 総合教育センター
 - 学校会議室・和室・洋室(開放事業の団体占用)
- 〔宿泊関連施設〕
 - 少年自然の家(教育活動除く)
 - 青少年キャンプ場
- 〔体育施設〕
 - 体育施設(トレーニング室・プール・庭球場・会議室)
 - 学校プール(開放事業の団体占用)
- 〔その他〕
 - 武蔵関公園(ボート)
- 〔各施設目的外使用〕
 - 区民センター
 - 本庁舎・石神井庁舎会議室
 - 学校設備(教室・和室・プール・調理室)
 - 職員研修施設
 - 出張所コミュニティ室
 - 図書館会議室等
 - その他各施設目的外として占用する場合

- 〔保育団体使用〕
 - 男女共同参画センター、生涯学習センター、その他各施設保育室

〔凡例〕
ゴシック(太字)・・・条例施設
明朝(細字)・・・条例外施設

第2、3、4に分類される施設であっても、区の事業として個人に無料開放する施設があります。

第3象限 公費負担0% 受益者負担100%

市場的

公費負担50% 受益者負担50% 第4象限

1 m²当たりの時間単価の算出例～ A地区区民館の場合～

1 建物面積

施設内容	面積	内 訳
ア 貸出施設	519.12 m ²	レクルーム、会議室、大広間等
イ その他のスペース	546.03 m ²	管理施設・共用部分等
ウ 建物面積合計	1065.15 m ²	

2 維持管理費

23年度決算額	内 訳	
エ 20,244,523 円	光熱水費 2,567,660 円	一般需用費 143,189 円
	役務費 585,907 円	委託料 12,070,335 円
	工事請負費 4,553,902 円	備品購入費 323,530 円

3 職員数および人件費

所要人員	人 件 費	
オ 建物全体の維持管理に要する職員数	全職員中 0.22 人 (正規 0.22 人) (再任・再雇 0 人)	合計 1,777,600 円 8,080,000 × 0.22 = 1,777,600 円
カ 貸出施設部分の貸出業務に要する職員数	全職員中 0 人 (正規 0 人) (再任・再雇 0 人)	合計 0 円

人件費は平成 23 年度決算数値に基づきそれぞれ以下の平均額で計算する。

正規職員の人件費 1 人当たり 8,080,000 円

再任用職員の人件費 1 人当たり 3,780,000 円

再雇用職員の人件費 1 人当たり 2,780,000 円

4 年間開館時間

キ 12.5 時間 (1 日の開館時間) × 359 日 (年間開館日数) = 4,488 時間

5 計算式

建物の維持管理費 (1 m ² 当たり)	=	維持管理費 エ 20,244,523 円	=	19,006 円
		建物面積 ウ 1,065.15 m ²		
建物の維持管理に要する 人件費 (1 m ² 当たり)	=	人件費 オ 1,777,600 円	=	1,669 円
		建物面積 ウ 1,065.15 m ²		
貸出業務に要する人 件費 (1 m ² 当たり)	=	人件費 カ 0 円	=	0 円
		貸出部分の面積 ア 519.12 m ²		
A 区民館の原価基礎 (1 m ² 当たりの時間単価)	=	+ + 20,675 円	=	4.6 円
		年間開館時間 キ 4,488 時間		

施設使用料 計算例

施設名 利用単位	利用 時間数 (時間)	施設 面積 (m ²)	性質別 負担割合 (%)	1m ² 当たりの 時間単価 (円)	1時間 当たりの 使用料 = × × (円)	施設 使用料 = × (円)
Aセンター 教室						
午前9時～正午	3.00	53.00	100	8.8	500	1,500
午後1時～午後5時	4.00	53.00	100	8.8	500	2,000
午後6時～午後9時30分	3.50	53.00	100	8.8	500	1,800
B体育館 競技場(団体貸切)						
午前9時～正午	3.00	520.00	50	6.3	1,600	4,800
午後0時30分～午後3時30分	3.00	520.00	50	6.3	1,600	4,800
午後4時～午後6時	2.00	520.00	50	6.3	1,600	3,200
午後6時30分～午後9時30分	3.00	520.00	50	6.3	1,600	4,800

基本的計算式「原価×性質別負担割合×減額率＝使用料」

(例1) Aセンター 教室:夜間(午後6時～午後9時30分)の場合

原価: 1m²当たりの時間単価8.8円× 施設面積53.00m² = 466.4円

1時間当たりの使用料:原価466.4円× 性質別負担割合100% = 500円(百円未満四捨五入)

施設使用料: 500円× 利用時間3.50時間 = 1,800円(百円未満四捨五入)

<減額団体の場合>

施設使用料1,800円×減額率50% = 900円

(例2) B体育館 競技場:夜間(午後6時30分～午後9時30分)の場合

原価: 1m²当たりの時間単価6.3円× 施設面積520.00m² = 3,276円

1時間当たりの使用料:原価3,276円× 性質別負担割合50% = 1,600円(百円未満四捨五入)

施設使用料: 1,600円× 利用時間3.00時間 = 4,800円(百円未満四捨五入)

<減額団体の場合>

施設使用料4,800円×減額率50% = 2,400円

1時間当たりの使用料額 料金表

【会議室等料金表】

「1㎡当たりの時間単価」8.8円で性質別負担割合
100%の施設に適用

(単位:円)

面積区分	1時間当たりの使用料額		
	通常	特例	
18㎡未満	100	100	
18㎡以上 29㎡未満	200	200	
29㎡以上 40㎡未満	300	300	
40㎡以上 52㎡未満	400	400	
52㎡以上 63㎡未満	500	500	
63㎡以上 74㎡未満	600	600	
74㎡以上 86㎡未満	700		
86㎡以上 97㎡未満	800		
97㎡以上 108㎡未満	900		
108㎡以上 120㎡未満	1,000		
120㎡以上 131㎡未満	1,100		
131㎡以上 143㎡未満	1,200	700	
143㎡以上 154㎡未満	1,300		
154㎡以上 165㎡未満	1,400		
165㎡以上 177㎡未満	1,500		
177㎡以上 188㎡未満	1,600		
188㎡以上 199㎡未満	1,700		
199㎡以上	1,800		800

特例は、生涯学習センター、花とみどりの相談所、図書館会議室
に適用する。

【会議室等料金表】

「1㎡当たりの時間単価」3.8円で性質別負担割合
100%の施設(地区区民館、地域集会所、リサイクル
センター)に適用

(単位:円)

面積区分	1時間当たりの 使用料額
40㎡未満	100
40㎡以上 66㎡未満	200
66㎡以上 93㎡未満	300
93㎡以上 119㎡未満	400
119㎡以上 145㎡未満	500
145㎡以上	600

【体育館(競技場・武道場等)料金】

「1㎡当たりの時間単価」6.3円で性質別負担割合
50%の施設に適用

(単位:円)

面積区分	1時間当たりの 使用料額
48㎡未満	100
48㎡以上 80㎡未満	200
80㎡以上 112㎡未満	300
112㎡以上 143㎡未満	400
143㎡以上 175㎡未満	500
175㎡以上 207㎡未満	600
207㎡以上 239㎡未満	700
239㎡以上 270㎡未満	800
302㎡以上 334㎡未満	1,000
493㎡以上 524㎡未満	1,600
556㎡以上 588㎡未満	1,800
620㎡以上 651㎡未満	2,000
715㎡以上 747㎡未満	2,300
937㎡以上 969㎡未満	3,000
969㎡以上 1,000㎡未満	3,100
1,000㎡以上 1,032㎡未満	3,200
1,381㎡以上	4,400

免除団体・減額団体

資料4

平成27年3月現在で、同年4月1日を基準日として作成

1 免除団体

区が設置する附属機関

免除規定 区(行政委員会、区が設置する附属機関等含む)が主催または共催するときに該当

No.	団体等の名称
1	安全・安心協議会
2	介護認定審査会
3	介護保険運営協議会
4	環境審議会
5	感染症診査協議会
6	行政評価委員会
7	建築審査会
8	建築紛争調停委員会
9	国民健康保険運営協議会
10	国民保護協議会
11	子ども・子育て会議
12	財産価格審議会
13	自転車駐車対策協議会
14	循環型社会推進会議
15	障害者給付審査会
16	情報公開および個人情報保護運営審議会
17	情報公開および個人情報保護審査会
18	青少年問題協議会
19	大気汚染障害者認定審査会
20	地域包括支援センター運営協議会
21	地域密着型サービス運営委員会
22	特別職報酬等および議会政務活動費審議会
23	都市計画審議会
24	都市計画審議会部会
25	土支田中央土地区画整理審議会
26	美術館運営協議会
27	文化財保護審議会
28	防災会議
29	防災会議幹事会
30	保健福祉サービス苦情調整委員
31	民生委員推薦会
32	緑化委員会
33	その他条例に基づく附属機関委員からなる団体

要綱等設置機関

免除規定 区(行政委員会、区が設置する附属機関等含む)が主催または共催するときに該当

No.	団体等の名称
1	明るい選挙推進協議会
2	江古田駅周辺地域連絡会
3	大江戸線延伸促進期成同盟
4	学校応援団
5	学校開放運営委員会
6	がん検診・生活習慣病対策検討委員会
7	健康推進協議会
8	公金管理検討委員会
9	厚生文化会館運営協議会
10	更生保護女性会
11	交通安全対策協議会
12	高齢者福祉功績者審査会
13	国際交流事業推進連絡会
14	子ども読書活動推進会議
15	次世代育成支援推進協議会
16	準公金管理対策委員会
17	生涯学習センター運営懇談会
18	障害者地域自立支援協議会
19	消防団
20	消防団運営委員会
21	食育推進ネットワーク会議
22	新型インフルエンザ等医療対策連絡会
23	青少年委員会
24	青少年育成地区委員会
25	青少年対策連絡会
26	精神保健医療福祉連絡会
27	男女共同参画推進懇談会
28	男女共同参画センター運営委員会
29	男女共同参画センターフェスティバル実行委員会
30	地区まちづくり協議会(表1のとおり)
31	地区民生委員・児童委員推薦準備会
32	地区民生児童委員協議会
33	照姫まつり推進協議会
34	ねりまエコ・アドバイザー協議会
35	練馬区区民協働推進会議
36	練馬区広報施策懇談会
37	練馬区農業経営改善計画認定審査会
38	練馬区農業経営改善支援チーム

No.	団体等の名称
39	練馬区農の学校運営協議会
40	練馬区まちづくり条例に基づくまちづくり準備会およびまちづくり協議会
41	練馬まつり推進協議会
42	配偶者等暴力防止関係機関連絡会議
43	福祉のまちづくりを推進する区民協議会
44	文化芸術振興連絡協議会
45	放課後子どもプラン運営委員会
46	防災懇談会
47	保護司会
48	民生児童委員正副会長協議会
49	名誉区民選考委員会
50	幼稚園就園検討委員会
51	緑化協力員
52	その他規則に基づく専門委員・相談員・調査員等非常勤職員からなる団体

【表1】地区まちづくり協議会

No.	団体等の名称
1	大泉・石神井・三原台周辺まちづくり協議会
2	大泉学園駅北口地区まちづくり懇談会
3	大泉学園町2丁目・3丁目ブロックまちづくり協議会
4	大泉学園町沿道地区まちづくり協議会
5	大泉町三丁目沿道地区まちづくり協議会
6	大泉町二丁目沿道地区まちづくり協議会
7	上井草駅周辺地区(下石神井四丁目)まちづくり協議会
8	上石神井駅周辺地区まちづくり協議会
9	石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会
10	西大泉2丁目ブロックまちづくり協議会
11	西大泉3丁目ブロックまちづくり協議会
12	西大泉5丁目ブロックまちづくり協議会
13	武蔵関駅周辺地区まちづくり協議会

2 減額団体

公共的団体

減額規定 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するときに該当

1 区内に存する外郭団体

No.	団体等の名称
1	江古田駅整備株式会社
2	練馬区環境まちづくり公社
3	練馬区観光協会
4	練馬区産業振興公社
5	練馬区社会福祉協議会
6	練馬区社会福祉事業団
7	練馬区障害者就労促進協会
8	練馬区シルバー人材センター
9	練馬区土地開発公社
10	練馬区文化振興協会
11	練馬みどりの機構

2 補助金交付団体

区が団体運営を支援・助成するために補助金を交付している団体

No.	団体等の名称
1	区民防災組織
2	区立幼稚園教育会
3	交通安全協会
4	小学校教育会
5	商店街振興組合
6	私立保育園協会
7	私立幼稚園教職員教育研修会
8	地域防犯防火連携組織
9	中学校教育研究会
10	東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会
11	練馬区視覚障害者福祉協会
12	練馬区肢体不自由児者父母の会
13	練馬区重症心身障害児(者)を守る会
14	練馬区障害者団体連合会
15	練馬区商店街振興組合連合会
16	練馬区職員互助会
17	練馬区身体障害者福祉協会
18	練馬区聴覚障害者協会
19	練馬区難聴児者を持つ親の会
20	練馬障がい児者を持つ親の会
21	NPO法人練馬精神障害者家族会

No.	団体等の名称
22	練馬手をつなぐ親の会
23	練馬西納税貯蓄組合連合会
24	練馬東納税貯蓄組合連合会
25	被爆者練馬の会
26	防火防災協会
27	防犯協会
28	母子寡婦福祉連合会
29	老人クラブ
30	老人クラブ連合会

3 その他の区内に存する公共的団体

区が行政的見地等から関与する特定の団体(下記各団体の連合組織も含める)

No.	団体等の名称
1	遺族会
2	各種父母会
3	産業連合会
4	小学校PTAおよび小学校PTA OB会
5	商店街連合会
6	新日本スポーツ連盟
7	総合型地域スポーツクラブ(SSC)
8	体育協会
9	地区祭実行委員会
10	中学校PTAおよび中学校PTA OB会
11	町会・自治会
12	東京あおば農業協同組合
13	東京商工会議所練馬支部
14	東京税理士会練馬西支部
15	東京税理士会練馬東支部
16	練馬区たばこ税増収対策協議会
17	練馬西青色申告会
18	練馬西法人会
19	練馬東青色申告会
20	練馬東法人会
21	文化団体協議会
22	レクリエーション協会

練馬区登録団体

減額規定 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するときに該当

No.	団体等の名称
1	教室開放事業登録団体
2	厚生文化会館登録団体
3	石神井公園区民交流センター(消費生活センター)消費者団体
4	石神井公園区民交流センター交流団体
5	生涯学習届出団体
6	男女共同参画センター登録団体
7	地域集会所登録団体
8	地区区民館登録団体
9	文化交流ひろば(多文化共生)登録団体
10	文化交流ひろば(文化芸術)登録団体
11	リサイクルセンター登録団体
12	リサイクルマーケット実施団体

(以上、各項目五十音順)

上記の団体が
行政活動協力のために施設を利用する場合
構成員の半数以上が75歳以上の場合
補助金を交付している補助事業の実施・準備等のために施設を利用する場合
区が共催する場合
区が事業を委託する場合
には免除となります。